

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4901003		処分名	特定農地貸付の承認の取消し		
区分	不利益処分・法令	処分権者	農業委員会			
担当部署	部	農業委員会事務局	課	農業委員会事務局		
根拠規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令				第4条第3項	
基準規定	①	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律			第3条第2項	
	②	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則			第1条	
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>農業委員会は、特定農地貸付けの承認を受けた者が、当該承認に係る次の事項を定めた貸付規程に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 (2) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 (3) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法 (4) 農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定農地貸付けの実施との調整の方法 (5) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市町村に対して行う貸付協定の実施の状況についての報告に関する事項 (6) 貸付協定に違反した場合の措置</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞	ただし、緊急に不利益処分をする必要がある場合等は適用除外				
備考	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について(平元年9月11日元構改B1014)					